

令和8年度 水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 関係者との連携について

吉野川市水道課

1. 基本方針

吉野川市では、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給するために、次の方針により水質検査計画を定め、より安全で安定した水質管理に努めます。

- I. 検査地点 水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の入口（原水）、浄水地等（浄水）で行います。
- II. 検査項目 水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- III. 検査頻度 水道法及び本市の過去の検査結果等に基づいて実施します。

2. 水道事業の概要

吉野川市の9施設から給水しています。各施設の概要は次のとおりです。

※ 平成29年4月から上水道事業に簡易水道事業が統合されたことに伴い、衣笠、楠根地、榎谷、中央、東山、東山西部簡易水道の名称を変更しました。

I. 給水状況

行政区域内人口	37,274 人
給水人口	36,806 人
給水戸数	16,067 戸
普及率	98.7 %

(令和6年度末現在)

II. 各水道施設の状況

浄水場名	鴨島浄水場	川島浄水場	山川浄水場
所在地	鴨島町上下島	川島町桑村	山川町川田
水系	吉野川	吉野川	吉野川
水源種別	地下水	地下水	地下水
浄水処理方法	次亜塩素酸 ナトリウム消毒	次亜塩素酸ナトリウム消毒 遊離炭素除去	次亜塩素酸 ナトリウム消毒
浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	13,500	7,150	9,100

浄水場名	衣笠浄水場	楠根地浄水場	榎谷浄水場
所在地	山川町矢落	山川町楠根地	山川町榎谷
水系	風呂谷川		榎谷川
水源種別	表流水	地下水	表流水
浄水処理方法	緩速ろ過後次亜塩素酸 ナトリウム消毒	次亜塩素酸 ナトリウム消毒	緩速ろ過後次亜塩素酸 ナトリウム消毒
浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	22.5	40	20

浄水場名	中央浄水場	東山浄水場	東山西部浄水場
所在地	美郷字大平	美郷字来見坂	美郷字柿谷
水系	大平谷川	来見坂谷川	柿谷川
水源種別	表流水	表流水	表流水
浄水処理方法	緩速ろ過後次亜塩素酸 ナトリウム消毒	緩速ろ過後次亜塩素酸 ナトリウム消毒	緩速ろ過後次亜塩素酸 ナトリウム消毒
浄水処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	238	60	45

3. 水道の原水及び浄水の水質状況

各水道事業ごとの水道の原水及び浄水の水質状況は次のとおりです。

浄水場名	原水の状況	水質管理上注目すべき項目
鴨島浄水場	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	クリプトスポリジウム 遊離炭酸
川島浄水場	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	クリプトスポリジウム 遊離炭酸
山川浄水場	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	クリプトスポリジウム 遊離炭酸
衣笠浄水場	大雨などにより濁度が上昇	濁度 クリプトスポリジウム
楠根地浄水場	降雨などによる水質の変化が少なく良質な水源	クリプトスポリジウム
榎谷浄水場	大雨などにより濁度が上昇	濁度 クリプトスポリジウム
中央浄水場	大雨などにより濁度が上昇	濁度 クリプトスポリジウム
東山浄水場	大雨などにより濁度が上昇	濁度 クリプトスポリジウム
東山西部浄水場	大雨などにより濁度が上昇	濁度 クリプトスポリジウム

4. 検査地点

I. 給水栓水

各浄水場ごとに配水系統が分かれていますので、それぞれ1ヶ所ずつ計9ヶ所にて検査を行います。また、1日1回行う検査（色及び濁り並びに残留塩素）については、各浄水場に設置している計器等で検査を行います。

II. 各水道施設の原水及び配水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、各水道施設の原水及び配水を検査します。また、水道原水に異常をきたす要因がないか監視を行い良質な水質を確保するよう努めます。

5. 水質検査項目と検査頻度

I. 1日1回検査項目（給水栓での検査）

水道法に定められた色、濁り、残留塩素の検査を毎日行います。

II. 定期検査項目（別表）

①月1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の9項目及び残留塩素について月1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、PH値、味、臭気、色度、濁度

②年4回の検査項目（概ね3ヶ月に1回実施）

水質基準項目のうち、次の20項目及び遊離炭酸（鴨島・川島・山川）について概ね3ヶ月に1回検査を行います。

亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、トリクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物、塩素酸、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物

③年1回の検査項目

水質基準項目のうち、上記以外の23項目については年に1回検査を行います。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類

Ⅲ. 原水水質検査（取水地点又は浄水池入り口）

基準項目のうち消毒剤、消毒副生成物 12 項目及び味を除く 40 項目について年 1 回検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム対策として、楠根地地区の原水においてクリプト指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を年 4 回実施し、鴨島取水場、川島・山川浄水場と他の地区の原水においては、クリプト指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を年 12 回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年 4 回実施します。

6. 検査方法

1 日 1 回の検査については、各浄水場に設置している計器及び職員宅等で実施します。

月 1 回検査及び年 1 回検査については、採水及び水質検査、成績書の発行までの業務を委託して行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水源付近、給水区域及びその周辺に等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④浄水、配水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、ホームページ等で公表します。

過去の検査結果を検討するとともにお客様のご意見等を取り入れながら次年度以降重点的に実施する検査項目又は省略可能な項目及び採水地点、検査頻度について見直しをします。

9. 関係者との連携について

水源井戸等の周辺で、水質事故が発生した場合は、保健所と連携して現地調査及び水質検査を行います。